

## 基本部分の選択

最適の補償、コースはどちらでしょうか？ 矢印のルートに沿ってご検討ください！

屋外広告物総合保険制度は、日広連所属の事業所のみ加入可能です。

日広連所属の事業所ですか？ はい OR いいえ

ご加入いただけます！

申し訳ございませんが、ご加入いただけません。

- ① 工事中の事故や工事終了後の事故の賠償
- ② 看板施設の管理中の事故の賠償
- ③ 看板本体の損害の補償

### ① 第一賠償

請負業者賠償責任  
生産物賠償責任保険  
(P.3へ)

【第二賠償】または【動産総合保険】については、第一賠償への加入が条件です

### ② 第二賠償

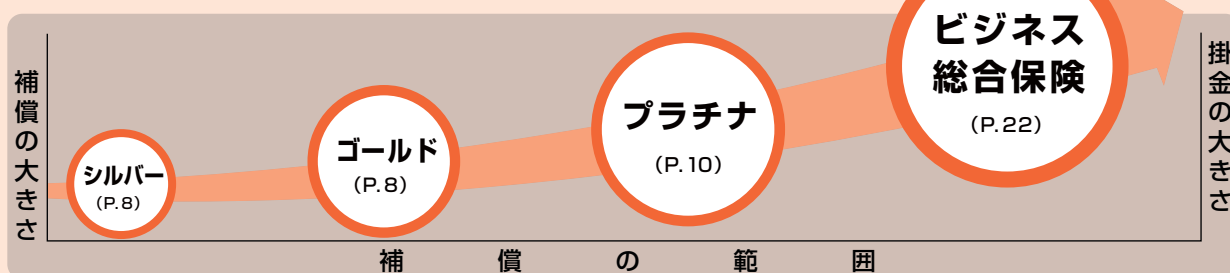
施設賠償責任保険  
(P.12へ)

### ③ 動産総合保険

(P.14へ)

屋外広告物に関わる工事はどのような内容ですか？

- ① 塗装・溶接工事を行うことがある  
補償例：看板の塗装中に、誤って停車中の自動車に塗料を付着させた  
溶接作業中に、誤って隣接するビルに錆(鉄粉)を付着させた
- ② ガラスシートの貼り付け作業を行うことがある  
補償例：ガラスシートを貼った際に、ガラスに傷をつけてしまった
- ③ 発注者から補償金額の大きな保険への加入を求められている  
例：「対人の事故は2~3億円の補償を用意してほしい」という依頼
- ④ 内装仕上工事・屋内電気配線工事等の屋外広告物工事以外の工事※を行うことがある  
(プラチナプラン加入者のみ)  
※大工工事、内装工事・塗装工事、左官工事、とび・大工工事、屋内電気配線工事等



### ●点検保険の自動付帯化

2016年「屋外広告物条例ガイドライン」改正を踏まえ、2017年3月1日より販売を開始している「点検保険」は、今年度より第一賠償に自動付帯となりました。「点検保険」とは、点検業務の遂行や点検業務の結果、他人の身体に障害を与え、他人の財物を損壊したことについて、事業所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。その事業所の責任で行った目視点検の不備も担保しており、①点検作業中、②点検作業後共に補償対象となります。(①請負賠償責任保険、②生産物賠償責任保険)  
ただし、点検業務発注者と点検業者の間で、点検業務に関する請負契約を締結されている事が条件となります。

また、落ちた看板自体は、作業を加えた仕事の対象物ですので、補償対象外です。別途動産総合保険への加入が必要となります。

## 日広連の

## 屋外広告物総合保険制度

# 「第一賠償」

(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)は、日広連の所属員(事業者)を加入対象とした保険制度です。

●対象工事の遂行または設置・取付等の工事の結果(ただし、引渡し後5年以内に限り。プラチナタイプの追加補償部分を除きます)に起因して、他人の身体・生命を害し、または財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●補償範囲、支払限度額によって、「シルバー」・「ゴールド」・「プラチナ」の3タイプより加入内容を選べます。

※対象工事

- 広告物の取付、取替、補修、撤去工事およびそれに付帯する工事  
⇒「シルバー」、「ゴールド」
- 上記に加え広告物以外の工事(広告物工事を含む) ※2ページ追加工事一覧を参照。  
⇒「プラチナ」



### 保険金をお支払する事故の例

1. 請負作業遂行中の事故(請負業者賠償責任保険)
  - ビル外壁への広告物取付作業中に、誤って工具を落として第三者の所有する自動車を損壊した。
  - 工事現場で積み上げていた資材が崩れ、隣のビルの壁を傷つけてしまった。等
2. 仕事の結果に起因する事故(引渡し後の事故)(生産物賠償責任保険)
  - 広告物の取付の不具合が原因で、看板が落下し、歩行者が負傷した。等
3. 塗装・溶接に係る事故(請負業者賠償責任保険)
  - 看板の塗装作業中に、塗料が風に流され、第三者の所有する自動車(付近に停車中)に付着した。
  - 看板の溶接作業中に鉄粉が飛散し、隣接するビルの壁面に付着した。等

\*ただし、然るべき養生等の事故防止を行っていなかった場合は、「事故の偶然性」が認められず、保険約款上の免責となつて保険金が支払われませんので十分にご注意ください。

### 保険期間

2020年  
3月1日午後4時

2021年  
3月1日午後4時

### 手続きの流れ

- 加入対象者：(一社)日本屋外広告業団体連合会の所属員(事業者)
- 加入締切日：毎月20日までにお申込みいただくと、翌月1日(午後4時)付けでご加入できます。
- 中途脱退の場合：毎月20日までにお申出いただくと、翌月1日付けで中途脱退となります。
- 掛金のお支払：掛金納付方法の詳細は、所属会員団体にお問合せください。
- 必要書類等：第一賠償加入申込書(シルバー、ゴールド、プラチナ別)に必要事項をご記入いただき、ご捺印のうえ、所属団体にお申し出ください。

### 更新の取扱いについて

現在ご加入の方につきましては、更新内容ご確認の案内をいたしますので、ご加入者は「最近の年度の売上高」をご確認のうえ、変更がある場合はお申し出いただき、掛金の変更を行ってください。

2020年2月20日までにご加入者の方から特段のお申し出、または、保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。ただし動産、第二は除きます。(6~8ページに定める売上高の範囲で、売上高の掛金の変更のない方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。)



# 補償タイプ比較 (支払限度額・免責金額等)

加入タイプ			シルバー	ゴールド	プラチナ <sup>(※1)</sup>	
屋外広告物の設置・取付等に起因する事故	工事中	請負業者賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故 (免責金額)	2億円/5億円 (3万円)	2億円/5億円 (3万円)	
			対物賠償 1事故 (免責金額)	3,000万円 (5万円)	5,000万円 (3万円)	
	工事終了後・引渡し後	生産物賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故・保険期間中 (免責金額)	1億円 (5万円)	1名2億円/1事故・保険期間中5億円 (3万円)	1名2億円/1事故・保険期間中5億円 (3万円)
			対物賠償 1事故・保険期間中 (免責金額)	3,000万円 (5万円)	5,000万円 (3万円)	5,000万円 (3万円)
	工事中	管理下財物	対物賠償 1事故 (免責金額)	3,000万円 (5万円) (※2)	5,000万円 (3万円) (※2)	5,000万円 (3万円) (※2)
	工事中	塗装溶接作業に起因する事故 対人・対物賠償 (共通)	1事故 保険期間中 (免責金額)	300万円 (5万円)	上記 請負賠償責任保険の支払限度額と共通	上記 請負賠償責任保険の支払限度額と共通
	工事終了後・引渡し後	シート加工後のガラス損壊 (※4)	1事故 保険期間中 (免責金額)	100万円 (5万円)	300万円 (3万円)	300万円 (3万円)
	初期対応費用・訴訟対応費用	それぞれ 1事故 (免責金額)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)	100万円 (1万円)	
	(初期対応費用の内枠) 対人事故の見舞金・見舞品	1名 (免責金額) (※5)	10万円 (1万円)	10万円 (1万円)	10万円 (1万円)	
広告業以外の工事に関する事故 (追加補償)	工事中	請負業者賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故 (免責金額)	1億円 (2万円)		
			対物賠償 1事故 (免責金額)	5,000万円 (※6) (2万円)		
	工事終了後・引渡し後	生産物賠償責任保険	対人賠償 1名・1事故・保険期間中 (免責金額)	1億円 (2万円)		
			対物賠償 1事故・保険期間中 (免責金額)	5,000万円 (2万円)		
	工事中	管理下財物	対物賠償 1事故 (免責金額)	5,000万円 (2万円) (※6)		
	工事中	工事遅延	1事故 (免責金額)	(プラチナタイプへのご加入をご検討ください)		
	工事終了後・引渡し後	シート加工後のガラス損壊 (※4)	1事故 保険期間中 (免責金額)	500万円と請負契約書上に規定する遅延損害金のいずれか低い額 (なし) ((※6)の内枠)		
	初期対応費用・訴訟対応費用	それぞれ 1事故 (免責金額)	300万円 (なし)			
	(初期対応費用の内枠) 対人事故の見舞金・見舞品	1名 (免責金額) (※5)	1,000万円 (なし)			
			10万円 (なし)			

※1…プラチナの追加補償については、支給財物損壊担保特約、リース・レンタル財物損壊担保特約は、自動付帯されており、それぞれ支払限度額1事故につき500万円(免責1事故につき10万円)。

※2…請負業者賠償責任保険の対物賠償の支払限度額・免責金額と共有となります。

※3…生産物賠償責任保険の対物賠償の支払限度額の内枠払いとなります。

※4…対人事故の見舞金・見舞品費用と上記の初期対応費用のその他の費用を合算した損害額に対して免責金額が適用されます。

点検保険 (自動付帯)
基本補償である、シルバー・ゴールド・プラチナ、それぞれの左記保険金支払限度額・免責金額と同等の金額が限度となります。 ※シルバー・ゴールド・プラチナそれぞれの基本補償の内枠払い。
対象外
対象外
基本補償である、シルバー・ゴールド・プラチナ、それぞれの左記保険金支払限度額・免責金額と同等の金額が限度となります。 ※シルバー・ゴールド・プラチナそれぞれの基本補償の内枠払い。
対象外

プラス

				オプションA	オプションB
※目視による点検業務に起因する事故も対象となります。屋外広告物の設置・取付等に起因する事故	工事中	支給財物損壊担保特約	対物賠償 1事故	100万円 (免責1事故につき10万円)	0
		リース・レンタル財物損壊担保特約	対物賠償 1事故	100万円 (免責1事故につき10万円)	対象外
		財物損壊の範囲拡大に関する特約			

## オプション (概要)

シルバー・ゴールド加入企業が対象の任意加入特約条項 (請負業者賠償責任保険にセット) (プラチナの基本補償にはオプションBが自動付帯されています)

### オプションA. 支給財物損壊担保特約

発注者等から支給された工所用資材や設置工事の目的物 (以下、「支給財物」といいます。損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

#### 【想定される事故例】

コンビニ (ほかチェーン店等) の看板の設置を受託し、設置工事中に誤って落下させて壊してしまった、など。

保険金をお支払いできない主な場合

P.9の「保険金をお支払いできない主な場合」【請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通】【請負業者賠償責任保険】に記載の事由に加えて、次の事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。

- ①支給財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ②支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊
- ③損壊した支給財物の使用不能

### オプションB. 支給財物損壊担保特約、リース・レンタル財物損壊担保特約、財物損壊の範囲拡大に関する特約

#### オプションAに加えて…

1. 工事現場、事業所内において対象工事を行うためにリース・レンタルしている財物を損壊したことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
2. 対象工事の遂行に起因した不測かつ突発的な事故により、対人・対物事故を発生させることなく、他人の所有する財物の使用を阻害したことについて、その財物の正当な権利者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。  
\*オプションA・Bの特約条項の支払限度額は上記に記載の金額となります。なお、いずれも他の損害と合わせて、主契約の支払限度額が限度となります。

\*「財物損壊の範囲拡大に関する特約条項」にてお支払いする保険金は、一事故・保険期間中100万円が限度となります。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

##### 【支給財物損壊担保特約】

オプションAの保険金をお支払いしない主な場合をご参照ください。

##### 【リース・レンタル財物損壊担保特約】

- ①リース・レンタル財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ②リース・レンタル財物の保守・点検・修理・部品交換などによって生じたリース・レンタル財物の損壊
- ③電氣的・機械的原因により生じたリース・レンタル財物の損壊
- ④傷などの外観上の損壊にとどまってリース・レンタル財物の機能に支障のない損壊
- ⑤損壊したリース・レンタル財物の使用不能 等

##### 【財物損壊の範囲拡大に関する特約条項】

P.9の「保険金をお支払いできない主な場合」【請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通】【請負業者賠償責任保険】に記載の事由に加えて、次の事由に起因する損害については、保険金をお支払いしません。

- ⑥データまたはコンピュータ・プログラムの滅失・破損または汚損に起因する損害
- ⑦記名被保険者等の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任
- ⑧事故発生日から30日を経過した後に発生した使用阻害に起因する損害 等

## ビジネス 総合保険制度

(超ビジネス アシスト)

(全国中小企業団体中央会)

p.22・23

をご参照ください。